

チーム医療実証事業について

1. 事業の目的

- チーム医療推進会議及びチーム医療推進方策検討ワーキンググループでは、チーム医療の取組の指針として「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」を取りまとめるべく、議論を重ねているところ。
- 本事業は、「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」を踏まえた取組を全国に普及させることを目指し、医療現場の関係者等の協力を得て、これらの取組によって提供可能となる医療サービスの安全性・効果等を実証するものである。

2. 事業内容

- 「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」を踏まえた取組を実施する施設を「チーム医療実証事業実施施設」（以下「指定施設」という。）に指定し、指定施設から当該取組によって提供可能となる医療サービスの安全性・効果等に関する情報の報告を受け、併せてチーム医療を推進する上での課題等を検証する。

3. 実施方法

(1) 実施期間と方法

- 「チーム医療実証事業実施施設」の指定に係る申請期間は、平成 23 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までとする。なお、事業の実施状況によっては、平成 23 年 7 月 1 日以降も追加の申請を受け付けることとする。
- 事業の実施期間は、平成 24 年 3 月までとする。
- 事業の事務手続の窓口は、厚生労働省医政局医事課とする。

(2) 指定申請書類

- 指定申請に当たっては、以下の書類を提出することとする。
 - ① 「チーム医療実証事業実施施設」申請書
 - ② 実施施設概要

※ ①申請書においては、実施する取組及びその評価方法を明示すること。

(3) 指定施設の申請・選定に当たっての留意事項

- 一の指定施設において、複数の取組を実施することとして差し支えない。
- 指定施設の選定に際しては、様々な規模の施設（大病院、中小規模の病院 等）におけるチーム医療、様々な場面（急性期・救急、回復期・慢性期、在宅医療 等）におけるチーム医療等、様々な取組を実証することを基本方針とし、以下の基準に沿って選定を行うこととする。

【施設の規模】

400床以上	10施設程度
200床～399床	10施設程度
20床～199床	10施設程度
診療所	10施設程度

【場面】

急性期・救急の場面において取組を実施する施設	15施設程度
回復期・慢性期の場面において取組を実施する施設	15施設程度
在宅医療の場面において取組を実施する施設	15施設程度

※ 選定に際しては、「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」の「5. 医科・歯科の連携」、「6. 特定の診療領域等におけるチーム医療」又は「7. 医療スタッフの業務の効率化・業務負担の軽減」を踏まえた取組を併せて実施する施設も含めて選定を行うこととする。

(4) 補助対象の経費

- 本事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）を対象として補助することとする。
- 複数の取組を実施する指定施設に対しては、その取組の数に応じて、補助額を加算することとする。

※ 補助金の交付は精算払いとなる見込み。

(5) 報告書類

- 指定施設は、実施した取組に係る安全性・効果等について、平成24年2月中を目途に報告書を提出することとする。